

令和8年度高等学校等給付奨学生の募集について

1, 学校長推薦人数 1名（島根支部で48名）

2, 応募資格

- ・家庭の事情により、学資金の支払いが特に困難と認められるもの
- ・向学心に富み、かつ学業に耐えうるもの
- ・在学する高等学校等校長の推薦を受けたもの
- ・これまでに、この奨学金を受けていないもの

3, 給付内容

・給付額 一人あたり15万円

・原則として返還の必要はありませんが、以下の場合には既に給付した奨学金の全額または一部を返還してもらうことがあります。

- ①奨学金を給付目的以外に使用したとき
- ②偽りの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき
- ③休学、転学、留年等の自由が適当でないと判断されたとき
- ④在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- ⑤その他、奨学生として適当でないと判断されたとき

推薦までの流れ

- ①希望する生徒が担任に申し込む メ切4月24日（金）
- ②複数の希望があった場合、推薦者1名を決定
- ③推薦決定について、応募者に通知。決定した生徒・保護者に生徒を通じて書類を配付。
- ④推薦生徒が応募書類（申請書、調査書、所得証明等）を作成・取得・学校に提出
学校にて推薦書の作成・提出
- ⑤学校担当者が教育公務員弘済会島根支部に郵送
- ⑥教育公務員弘済会島根支部にて選考、結果を学校に通知
- ⑦支部から学校に、学校から本人に通知（採用決定通史式 保護者同伴）

備考

※奨学生は、結果報告書の提出が必要です（3月）

※募集要項が見たい人は、総務部の奨学金担当者まで来てください。

希望する生徒は、担任の先生に希望する旨を申し出てください。

申込みメ切 4月24日（金） 17時

令和8年度大学奨学生（予約型）の募集について

1, 学校長推薦人数 1名（島根支部で4名）

2, 応募資格

- ・島根県内の高等学校等の最終学年に在学し、全国の国公私立大学（通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象外）に進学を目指す生徒
- ・家庭の事情により学費支弁困難（同一生計の合計所得金額400万円未満）と認められ、かつ修学意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する高等学校等の校長の推薦を受けた生徒
- ・在学期間における全体の学習成績の状況（評定平均値）が4.0以上の生徒

3, 給付内容

・給付額 月額3万円（上限4年間）

4, 奨学生の義務

- ①毎年度4月20日までに「在学証明書」「進捗状況報告書」を提出する
- ②4年の給付終了までに「成果報告書」を提出する
- ③教育公務員弘済会が実施するセミナーに参加する（オンライン開催の場合もあり）

推薦までの流れ

- ①希望する生徒が担任に申し込む メ切4月24日（金）
- ②複数の希望があった場合、推薦者1名を決定
- ③推薦決定について、応募者に通知。決定した生徒・保護者に生徒を通じて書類を配付。
- ④推薦生徒が応募書類（申請書、身元確認書、所得証明（同一生計全員）、成績証明書等）を作成・取得・学校に提出
学校にて推薦書の作成・提出
- ⑤学校担当者が教育公務員弘済会島根支部に郵送
- ⑥教育公務員弘済会島根支部にて選考
7月頃 第一次選考（書類）、8～9月頃 第二次選考（面接）
- ⑦10月頃、支部から学校に通知、学校から本人に通知（採用内定式の実施・保護者同伴）

※募集要項が見たい人は、総務部の奨学金担当者まで来てください。

希望する生徒は、担任の先生に希望する旨を申し出てください。

申込みメ切 4月24日（金） 17時